

# 「ダブル発電応援キャンペーン」 のご案内です！

ご家庭でCO<sub>2</sub>削減に積極的に取り組まれている  
ダブル発電のお客さまを秦野ガス（株）は応援します！！

## キャンペーンお申込み期間

平成28年4月1日から  
平成29年3月31日まで  
(当社到着分まで有効)

### ☀️ダブル発電応援キャンペーンとは？

政府による「太陽光発電の新たな買取制度」の主旨に当社が賛同し、エネファームもしくはエコウィルと太陽光発電設備の両方で発電することによるCO<sub>2</sub>削減を奨励し、その普及促進を図ることを目的として実施するキャンペーンです。



※ダブル発電とは…エネファームもしくはエコウィルと太陽光発電設備の両方で発電すること

### ☀️ダブル発電応援キャンペーンとは？

本キャンペーンは、ダブル発電住宅の太陽光発電設備から発生する余剰電力量※（kWh）に対し、当社が、単価6円/kWh（税込）を乗じたエコキャッシュを年に1度、お客さまにお支払いするキャンペーンです。

※余剰電力量：住宅で自家消費された分を差し引いて電力会社に供給する電力量

〈エコキャッシュ算出方法〉

**エコキャッシュ＝単価6円/kWh（税込）×余剰電力量（kWh）**

- ・お支払い対象期間：120ヵ月 上限額：35,000円/年(税込)（12ヵ月ごとに12ヵ月分をお支払い）※
- ・お客さまのお申し込みが必要です。
- ・お申込み期間：平成28年4月1日から平成29年3月31日まで（当社到着分まで有効）

※「太陽光発電の新たな買取制度」が変更された場合や、本キャンペーン適用期間中の終了などがあつた場合は本キャンペーンの変更・中断・終了を行うことがあります。

【例】12ヵ月分の余剰電力量が2000kWhだった場合

**6円/kWh（税込）×2,000kWh/年＝12,000円/年(税込)**

### ☀️適用対象となるお客さま

- 1.家庭用選択約款「おうちで発電エコプラン」をお申込みいただき、当社との間で契約が成立しているお客さま。
- 2.エネファームもしくはエコウィルをご使用されているお客さま。
- 3.太陽光発電設備からの余剰電力を電力会社に供給しているお客さま。
- 4.太陽光発電設備容量が10kWh未満のお客さま。

※以上の全ての条件を満たすお客さまが本キャンペーンの適用対象となります。



HATANO GAS

## ☀️キャンペーンの概要

お申込みからエコキャッシュお支払いまでの流れ



### 1. キャンペーンに申し込む

(1) 申込書の送付を依頼 お電話にてご依頼ください。

ご依頼先

TEL: 0463-84-9915 (営業部)  
受付時間/8:30~17:00 (土日祝を除く)

(2) 申込書に記入し、返送

- ・ダブル発電応援キャンペーン規約の内容を承諾の上、ダブル発電応援キャンペーン申込書に必要事項をご記入ください。
- ・必要書類と一緒に申込書をご郵送ください。

#### 〈必要書類〉

1. 「ダブル発電応援キャンペーン申込書」(当社所定書式)
2. 電力会社の発行する以下の書類のうち、いずれかの写し
  - ・「電力受給契約のご案内」
  - ・「太陽光発電設備からの余剰購入電力量のお知らせ」
3. 家庭用選択約款「おうちで発電エコプラン」お申込みいただいていない場合には、「おうちで発電エコプラン申込書」(当社所定書式)

### 2. 「余剰購入電力量のお知らせ」を保管する キャンペーン成立日後最初に到来する検針月

キャンペーン成立の翌月から、毎月、電力会社が発行する「太陽光発電設備からの余剰購入電力量のお知らせ」を保管してください。

「太陽光発電設備からの余剰購入電力量のお知らせ」に記載されている余剰電力量の値がエコキャッシュの算定基礎となります。

### 3. 「余剰購入電力量のお知らせ」を提出する

2で保管して頂いた「余剰購入電力量のお知らせ」が12ヵ月分となりましたら、キャンペーン申込み時にお渡しした封筒にて写しを郵送してください。

### 4. エコキャッシュのお支払い 12ヵ月目の電力会社の検針が行われたのち原則として翌末日

ご提出いただいた「余剰購入電力量のお知らせ」を秦野ガスで確認した後、当社ガス料金支払いに指定されている金融機関口座へお振込みいたします。お支払い対象期間は120ヵ月(10年間)となります。

【エコキャッシュのお支払いについて】

様のキャンペーン開始月は 月ですので、  
エコキャッシュは毎年 月にお支払いとなります。

## ☀️その他

【変更・中断・終了】

当社は、政府による「太陽光発電の新たな買取制度」が変更された場合や、当社がやむをえないと判断した場合には本キャンペーン適用期間中において、本キャンペーンの変更・中断・終了を行うことがあります。この場合、当社はそれらの事実とその取扱いをお客さまにお知らせいたします。

【その他】エコキャッシュは雑所得となります。また、1年間の雑所得の所得金額の合計が20万円を超えると、確定申告する義務があります。